

第6章 水道メータ

第6章 水道メータ

6・1 総則

水道メータ（以下「メータ」という。）は、給水装置に取付、使用水量を計測し、水道使用料徴収の基本となるもので、その性能、設置の優劣は水道事業の運営上極めて大きい影響を持つものである。

6・2 メータの設置基準

1 新設工事

- ① 1つの建造物ごとに1個のメータを設置すること。ただし、同一敷地内で同じ目的に使用される装置については、建造物の棟数に関係なく1個のメータを設置する。（学校、病院、工場、アパート、寮、娯楽場、倉庫、車庫、駐車場、集合住宅の散水栓等）
- ② 1つの建造物であっても、構造上、利用上独立して使用されて区画（店舗、事務所、住宅等）に給水装置を設ける場合は、それぞれに1個のメータを設置すること。

2 統合工事

同一敷地内の住宅又は事業所で既に数個のメータが設置されているものは、変更工事を行うときに、メータの統合もあわせ考慮すること。

3 私設消火栓

特定の建物及び事務所、市場等に設置する消火栓にはメータを設置すること。

6・3 メータの設置

メータの設置は、次の各号によるものとする。

- 1 メータの設置位置は、将来の維持管理、検針等が容易な場所及び蓋の開閉方向を考慮して選定すること。
- 2 メータは、原則として宅地内に公私境界線から1m以内（できるだけ公私境界の近く）で、蓋の開閉が容易で点検し易く、汚水や雨水が入りにくく、外力による損傷・凍結等のおそれがない箇所を選んで設置すること。
※ただし、通行車両の影響を受けないなど、現地の状況により上下水道局が認めた場合は、宅地内通路にメータを設置することができる。
- 3 メータは、原則として給水管と同口径のものを使用すること。
- 4 メータは、給水栓より低位に水平に取付け、逆付けしないように注意すること。

またその流れの方向の中心線がきょうの長辺方向の中心線と一致するよう取付けること。なお、副管付メータも、その流れの方向の中心線がきょうの長辺方向の中心線と一致するよう取付けること。

- 5 止水栓とメータを併置する場合はガイドユニオンときょうとの間が 2～3 cm になるように取付けること。
- 6 口径 25 mm 以下のメータは、その上端がきょうの上面から約 10cm 以内になるように取付けること。
- 7 30～50 mm のメータは、その上端がきょうの上面から 20～30cm に合わせること。
- 8 75mm 以上のメータは、その上端がきょうの上面から 40～60cm に合わせること。
- 9 口径 50mm 以上のメータ用合フランジに使用するボルトは、頭部がメータ側に、ネジ部が管側になるように取付けてナットで締め付けること。
- 10 口径 50mm 以上のメータの鉄蓋は、第 1 蓋が下流側に、第 2 蓋が上流側になるように取付けること。
- 11 メータは、計量法の適用を受ける精密機械であり、その取扱時には衝撃に対しては十分注意すること。
- 12 きょうの上面は、地面と同じ高さになるように取付けること。
- 13 メータは、他のメータと差し引きして計量するように取付けないこと。

6・4 メータ口径の決定

適正な計量を行うために、その給水装置の使用実態を考慮して適正な口径、型式のものを取付けること。

また、管種変更、増・改造工事により使用水量が変更になるときは、その都度使用実態に適合した口径、型式のメータに変更すること。

6・5 メータ前後の配管

止水栓及びメータ前後の配管は、止水栓の機能とメータの性能、検針、取替等に支障のないように行い、かつ次の工法により施工するものとする。

図 6-1 メータ前後の配管図

